

財 第 88 号
平成23年 6 月22日

建設工事受注者各位

妙高市長 入 村 明
(財 務 課)

工事請負契約に係る単品スライド条項の適用について（通知）

標記について、建設工事請負基準約款第26条第5項を下記のとおり適用しますので通知します。

当初は鋼材類及び燃料油に限定していましたが、それ以外の資材においても工事の請負代金額が不適当となるおそれがあることから、対象資材の拡充を行うこととしました。

記

1. 目的

鋼材、燃料等の急激な値上がりによる請負工事への影響を最小限に抑えることを目的にその一部を発注者である妙高市が負担するもの。

2. 運用適用日

平成20年 6 月19日

ただし、通知日現在実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となり、既に工期が終了している工事については、請求対象となりません。

3. 対象品目

【当初】「鋼材類」、「燃料油」の2資材（H形鋼、異形棒鋼、軽油等）

【拡充】「鋼材類」、「燃料油」の2資材のほか「単品で請負代金額を1%以上変動させる品目」

4. 発注者負担

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担

5. その他

詳細については、新潟県土木部の方法に準ずるものとししますので、新潟県のホームページで確認してください。

（アドレス：<http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1221694449485.html>）

単品スライドの適用の可否、内容の査定、変更契約への反映は工事発注所管課にて行います。